

基安労発 0628 第 1 号
平成 22 年 6 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び
じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等に係る留意事項について

標記省令の施行等については、平成 22 年 6 月 28 日付け基発 0628 第 5 号及び基発 0628 第 6 号（以下「施行通達等」という。）により示されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意されたい。

記

1 じん肺法におけるじん肺健康診断について

(1) 事業者に対する留意事項

じん肺法施行規則第 13 条に基づくじん肺健康診断結果証明書（じん肺法施行規則様式第 3 号）について、事業者は、平成 22 年 7 月 1 日以降、施行通達等の肺機能検査の検査項目や判定基準等の内容を踏まえてじん肺健康診断結果が記載され、改正後の様式により提出することに留意するよう指導すること。

じん肺の健康診断の実施日が平成 22 年 7 月 1 日以前であっても、原則、改正後の様式により提出するものとするが、改正前の様式において既に記載された健康診断結果が提出された場合、都道府県労働局は、新たな著しい肺機能障害の判定に必要な肺機能検査の検査結果等について、別途確認すること。

(2) 健康診断機関の団体等に対する周知

健康診断機関の団体、医療関係団体、事業者団体、労働組合を初めとする関係諸団体の協力を得ながら、じん肺健康診断を実施する医療機関に対して、施行通達等における肺機能検査の検査項目や判定基準等の内容に関して周知に努めること。

また、健康診断機関の団体及び医療機関団体に対しては、事業者からじん肺健康診断の依頼があった場合には、傘下会員を通じて、じん肺健康診断を依頼した事業者及

びじん肺健康診断受診者に、施行通達等における肺機能検査の検査項目や判定基準等の内容に関して説明するよう協力を求めること。

(3) その他

施行通達等において、1次検査により拘束性障害や閉塞性障害が認められないが呼吸困難を呈する場合は、心疾患等の可能性も考慮した上で適切な判断を行うこととしているが、じん肺法第13条第3項（第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定により、都道府県労働局長が地方じん肺診査医の意見により、必要に応じて事業者等に対し、心電図検査等を行うべきことを命ずることができることに留意すること。

2 地方じん肺診査医による診断又は審査について

(1) じん肺健康診断結果報告書等について

じん肺法第13条第2項に規定する地方じん肺診査医の診断又は審査において、平成22年7月1日以降に都道府県労働局に提出されたじん肺健康診断結果について、健康診断の実施日にかかわらず、施行通達等における改正後の様式及び肺機能検査の検査項目や判定基準等の内容を踏まえた記載であることを確認し、検査結果の判定を行うこと。

検査結果の判定においては、特に、肺活量や1秒量の正常予測値について、施行通達等において示した予測式が用いられていることを確認すること。

(2) 肺機能検査結果の検査報告書の確認について

じん肺健康診断結果における肺機能検査について、じん肺による著しい肺機能障害の可能性がある場合には、スパイロメトリー及びフローボリューム曲線の結果や血液ガス測定の結果が記録された検査報告書の写しの提出を求めること。当該資料が提出されず、著しい肺機能検査の判定が困難である場合には、じん肺法第13条第3項の規定に基づき、検査実施命令又は物件提出命令等を行うこと。

3 健康管理手帳における健康診断について

粉じん作業に係る健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施を既に委託している医療機関及び新たに委託する医療機関に対して、平成22年7月1日以降に実施する健康診断については、労働安全衛生規則第54条に基づく健康管理手帳（じん肺）（労働安全衛生規則様式第8号（2））及び同令第57条に基づく健康診断実施報告書（じん肺）（労働安全衛生規則様式第9号（2））について、施行通達等における肺機能検査の検査項目や判定基準等の内容に基づき健康診断を実施するとともに、改正後の様式に記載し、又は提出するよう周知すること。

4 粉じん作業に係る健康管理手帳の取扱について

平成22年7月1日前に交付された粉じん作業に係る健康管理手帳（以下、「旧手帳」

という。)については、引き続き使用することはできるが、平成22年7月1日以降に実施される健康診断における結果については、改正後の様式を該当する頁上に貼付する等して取り扱うこと。

平成22年7月1日以降に交付する粉じん作業に係る健康管理手帳については、改正後の新たな健康管理手帳を交付する必要があるが、旧手帳を活用する場合は、改正後の様式を該当する頁上に貼付して交付すること。